

福岡空港周辺におけるドローン等の飛行禁止空域変更について

FIAC
FUKUOKA INTERNATIONAL AIRPORT CO., LTD.

滑走路増設に伴う敷地の拡張及び増設滑走路の供用開始に伴い、福岡空港周辺のドローン等の飛行禁止空域が変更されました。

1. 敷地・区域の拡張に伴う変更箇所(①～⑦)

- 2025年4月21日に小型無人機等飛行禁止法に基づくレッドゾーン(RZ)及びイエローゾーン(YZ)の一部が変更され※、**飛行禁止空域が広がった場所があります。**
- 航空法上も、福岡空港の敷地の上空は飛行禁止ですが、敷地の拡張部分は元々別の規定で飛行禁止であるなどの理由から、敷地拡張に伴う**航空法上の飛行禁止空域の実質的な変更は僅かです。**

2. B滑走路供用に伴う変更箇所(⑧～⑮)

2025年3月20日の供用に伴い増設されたB滑走路の制限表面が有効となったため、**非常に狭い範囲ですが規制内容が変わった箇所があります。**

※ 国土交通省告示第323号(令和7年4月18日告示公布、令和7年4月21日施行)により小型無人機等飛行禁止法に基づく対象空港(福岡空港)の敷地・区域及び周辺地域の範囲が変更されました。

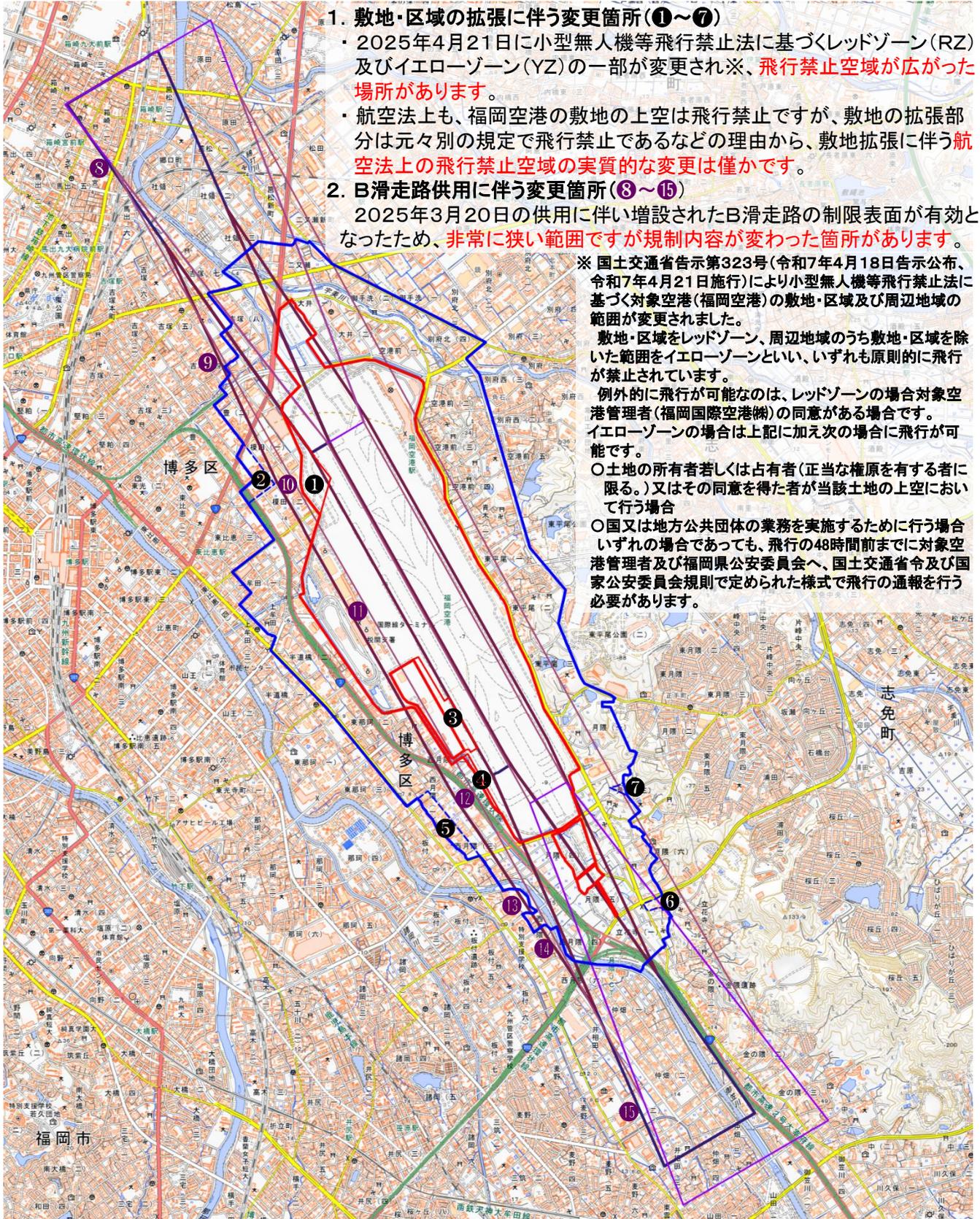
敷地・区域をレッドゾーン、周辺地域のうち敷地・区域を除いた範囲をイエローゾーンといい、いずれも原則的に飛行が禁止されています。

例外的に飛行が可能なのは、レッドゾーンの場合対象空港管理者(福岡国際空港㈱)の同意がある場合です。

イエローゾーンの場合は上記に加え次の場合に飛行が可能です。

○土地の所有者若しくは占有者(正当な権原を有する者に限る。)又はその同意を得た者が当該土地の上空において行う場合

○国又は地方公共団体の業務を実施するために行う場合
いずれの場合であっても、飛行の48時間前までに対象空港管理者及び福岡県公安委員会へ、国土交通省令及び国家公安委員会規則で定められた様式で飛行の通報を行う必要があります。



福岡空港周辺におけるドローン等の飛行禁止空域変更について

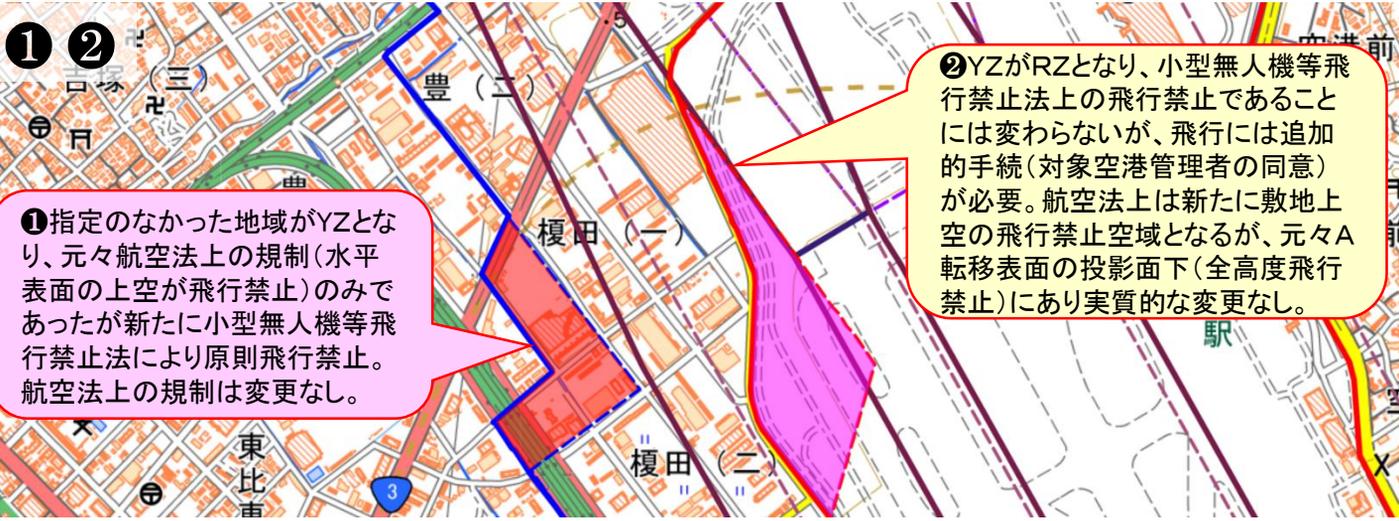


FUKUOKA INTERNATIONAL AIRPORT CO., LTD.

【敷地・区域の拡張に伴う変更箇所】

実質的な変更がある

実質的な変更がない／僅か

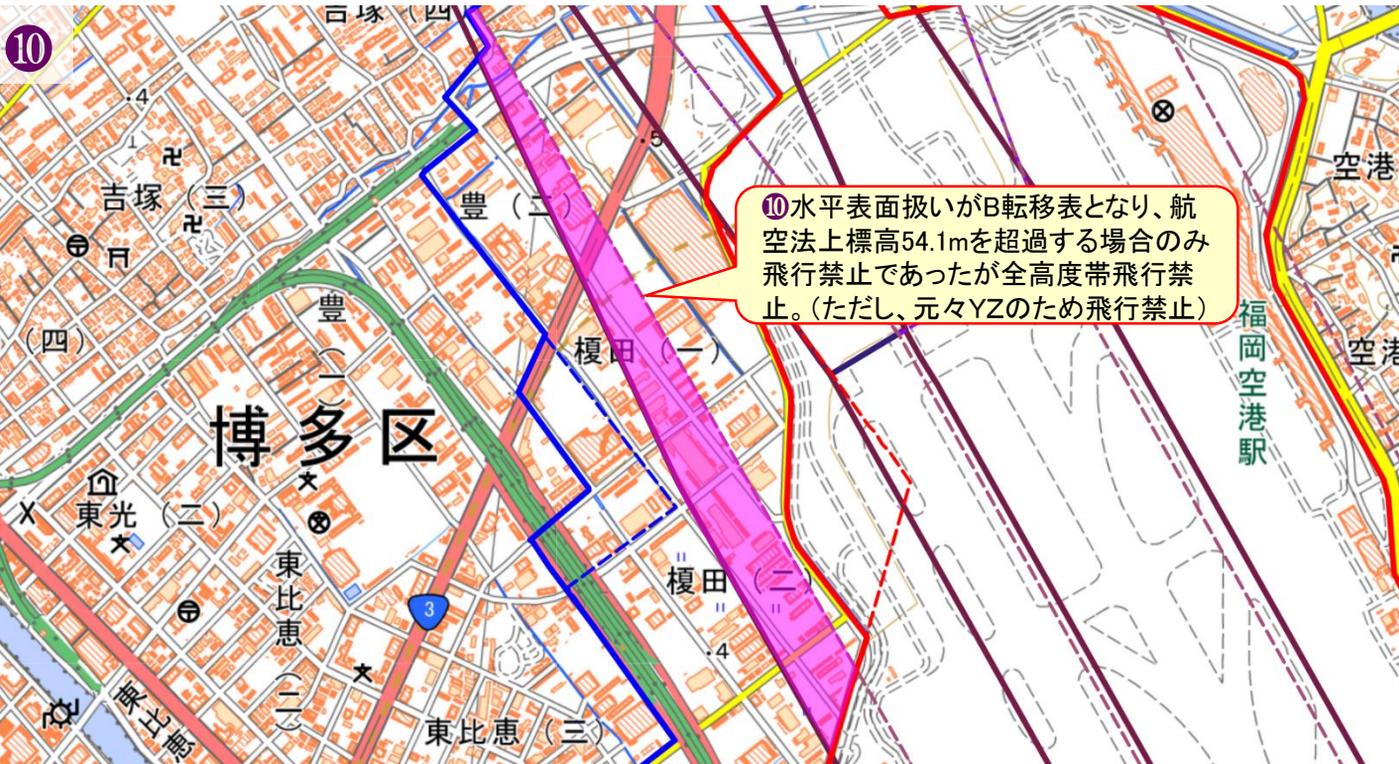
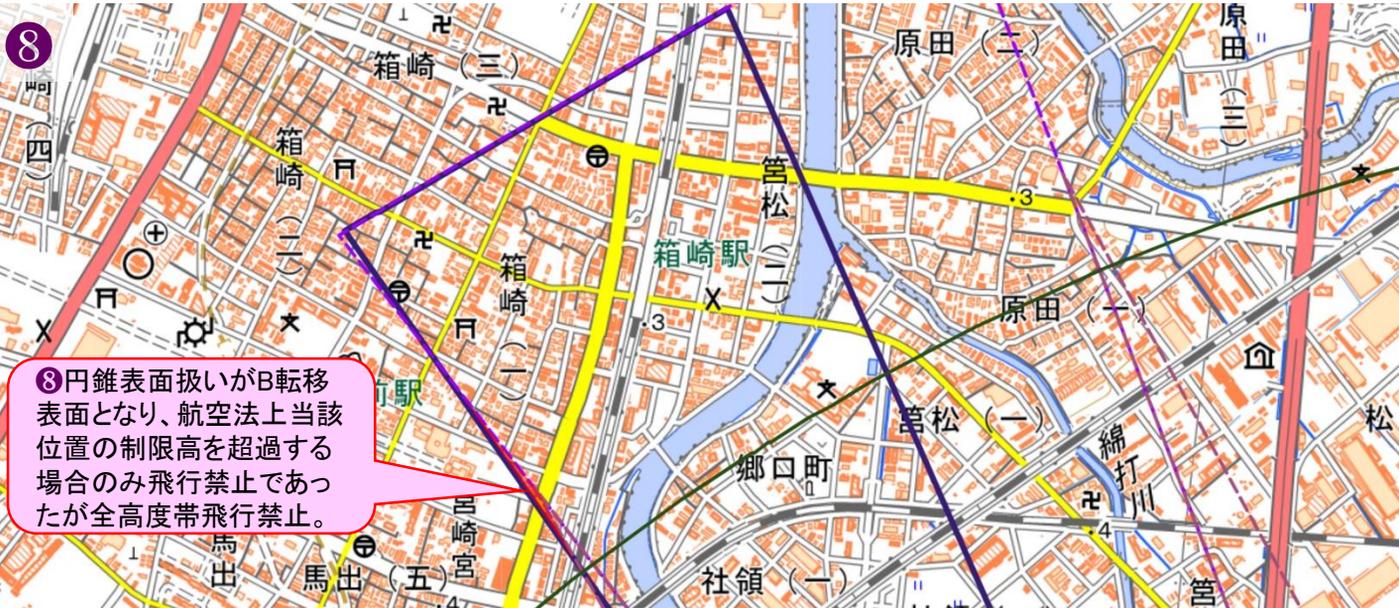


福岡空港周辺におけるドローン等の飛行禁止空域変更について

【B滑走路供用に伴う変更箇所】

実質的な変更がある

実質的な変更がない／僅か



福岡空港周辺におけるドローン等の飛行禁止空域変更について



FUKUOKA INTERNATIONAL AIRPORT CO., LTD.

【B滑走路供用に伴う変更箇所】

実質的な変更がある

実質的な変更がない／僅か

